

◎議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議の5-1をお開きください。議案第5号でございます。白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例。以下の改正条文第1条第2条につきましては次ページ以降の議案説明及び新旧対照表でご説明いたします。

附則でございます。この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

次ページ議の5-2をお開きください。議案説明でございます。白老町手数料徴収条例の一部改正について。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの新規交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものである。

次に次ページ議の5-3、新旧対照表でございます。最初の新旧対照表、1条関係では第2条第19号の次に第20号として新たに通知カードの再交付手数料500円と定め、従前の第20号から第27号を1号ずつ繰り下げ、それぞれ第21号から第28号に改正するものであります。

次に、新旧対照表2条関係では、現在の住民基本台帳カードの新規交付が平成27年12月末をもって終了することから、第2条第21号の住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除し、新たに個人番号カードの再交付手数料を800円に定めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町手数料徴収条例新旧対照表（第1条による改正関係）

改正前	改正後
(種類及び金額) 第2条 略 (1)～(19) 略 <u>(20)</u> 略	(種類及び金額) 第2条 略 (1)～(19) 略 (20) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</u>

	<u>律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料 1枚につき500円</u>
<u>(21)</u> 略	<u>(21)</u> 略
<u>(22)</u> 略	<u>(22)</u> 略
<u>(23)</u> 略	<u>(23)</u> 略
<u>(24)</u> 略	<u>(24)</u> 略
<u>(25)</u> 略	<u>(25)</u> 略
<u>(26)</u> 略	<u>(26)</u> 略
<u>(27)</u> 略	<u>(27)</u> 略
	<u>(28)</u> 略

白老町手数料徴収条例新旧対照表（第2条による改正関係）

改正前	改正後
（種類及び金額）	（種類及び金額）
第2条 略	第2条 略
(1)～(20) 略	(1)～(20) 略
(21) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付手数料 1枚につき600円</u>	(21) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 1枚につき800円</u>
(22)～(28) 略	(22)～(28) 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。